

# 日本心療内科学会 登録指導医 第4回更新認定審査の実施について

日本心療内科学会は、日本心療内科学会登録医制度規則及び同施行細則に基づき、登録指導医更新認定審査を下記の要領で実施いたします。

記

## 【1】更新対象者

認定証の認定期間が、2016年10月1日から2021年9月30日までの上級登録医および(旧)心療内科専門医であった登録指導医。

## 【2】更新申請資格

- 1) 申請時において登録指導医であり、かつ会費を完納していること。
- 2) 申請時において過去5年間に別に定める基準により **50単位**を有すること。(※1及び2適用)

※1 ただし登録医制度施行細則の申し合わせ事項2より、顧問、名誉会員、功労会員および75歳以上の登録医で、更新の意志がある方には、更新に必要な研修実績を義務付けない。

※2 ただし、登録医制度の施行細則の申し合わせ事項4より、認定証の発行日が2017年12月27日の登録指導医は、初回更新時において必要な50単位以上の研修実績を義務付けず、2回目の更新時から規則を適用する。

## 【3】更新申請受付締切日

2021年6月30日(消印有効)

## 【4】更新申請書類

次の各号に定める申請書類の正本各1通と、様式1、2-1,2についてはコピー各1通を添えて下記9の事務局に申請してください。なお申請は、必ず簡易書留郵便(特定記録・レターパックでも可)で送付してください。

(1)	登録指導医更新申請書	【様式1】
(2)	研修実績一覧表(登録指導医更新用) ※今般は実績を義務付けません。	【様式2-1,2】
(3)	上記(2)の研修実績の取得を証明する書類(写) ※今般は提出を義務付けません。	
(4)	登録指導医更新審査料の払い込みを証明する書類(写)	

(本学会ホームページの会員サイトでも書式のダウンロードが出来ます。)

※更新対象者には、申請意志の有無にかかわらず、本年2月に事務局より登録指導医更新申請書類一式を送付します。

※今般の更新対象者で更新の意思のある方は、(1)の更新申請書と(4)の更新審査料10,000円の振込みを証明する書類のみを事務局にお送り下さい。

## 【5】更新認定審査

審査は、登録医制度委員会が、書類審査により行います。

ただし、委員会において必要と認められた場合には面接審査が行われます。

## 【6】更新審査料

登録指導医の更新申請にあたっては、登録指導医更新審査料 **10,000 円**を、下記いずれかの口座にお振込み下さい。

郵便局からの場合           〔口座番号〕 00190-0-168003  
  〔口座名〕 日本心療内科学会  
  ※振込用紙の通信欄に「登録指導医更新料」とご記入ください。

その他の金融機関  
ネットバンキング利用の場合   〔銀行〕 ゆうちょ銀行  
  〔店名〕 〇一九(ゼロイチキュー店)  
  〔預金種目〕 当座  
  〔口座番号〕 0168003  
  〔口座名〕 特定非営利活動法人 日本心療内科学会  
  ※振込人氏名の後に「登録指導医更新料」と入力してください。

## 【7】審査結果の発表および登録

登録指導医更新審査の結果は、登録医制度委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て、申請者に通知し認定証を送付します。

また、その氏名と所属は学会誌および学会ホームページに公示します。

## 【8】新認定期間

2021年10月1日～2026年9月30日（5年間）

## 【9】問い合わせおよび申請書類の送付先

〒272-0827 千葉県市川市国府台3丁目2番20号エルカーサ 103号

日本心療内科学会 事務局

TEL : 047-374-8301   FAX : 047-374-8302   Email : jspim@nifty.com